

第4回滋賀県議会議員政治倫理審査会 記録

1 日 時 令和4年(2022年)10月11日(火)14時00分～16時00分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 真山委員長、駒井副委員長、西川委員、古川委員、細江委員、
今江委員、杉本委員、中村委員

4 議 題

- (1) 有村議員からの聴取
- (2) 今後の進め方について
- (3) 事実認定について

5 結 果

(1) 今後の進め方について

- ・知事からの聴取は実施せず、関係者からの聴取を終了することを決定した。
- ・面談記録にかかる音声データおよび黒塗りのない面談記録を非公開により確認することを決定した。

(2) 事実認定について

- ①審査請求書に添付された16回の面談記録の発言等を含めた内容
 - ②大野議員が、会派の合意がないにも関わらず、会派決定であったかのような発言をされたこと
 - ③大野議員に対して会派離脱処分があったこと
- 以上の3点について、審査会として概ね事実であったと認定した。

6 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

(1) 本日の進行について

有村議員から聴取したうえで、今後の審査会の進め方について協議することとされた。

(2) 有村議員からの聴取について

真山委員長 今回の審査請求書に添付されている記録では、面談に4回同席されたとの記録がありますが、これは事実でしょうか。

有村議員 はい、事実です。

真山委員長 それでは同じく請求書添付の面談記録の内容につきましては事前に御覧いただけているかと思うんですが、その内容、面談記録には間違いがないという御認識でよろしいでしょうか。

有村議員 16回のうちの4回ということですか。

真山委員長 はい。御出席された部分がということですか。

有村議員 間違いございません。

真山委員長 有村議員は大野議員の面談の際に4回同席されておりますが、同席を求められた理由をどのように認識されておりますでしょうか。

有村議員 11月5日の日ですけれども、知事のお部屋にです、行く30分前に会派室で大野さんから、令和3年11月2日、農政水産部畜産課知事説明資料という資料、このペーパーなんですけれども、これを見せていただきました。そこにいろいろと書いてあるんですけれども、委員の皆さんお持ちかどうか分からないんですけれども、この中に、令和元年度副生物組合何々の役員が恐喝詐欺等により逮捕と書いてあって、一番最後の方に滋賀食肉センターにおける全農しが出荷分の牛内臓については〇〇が引き受けている実態が続いているという畜産課が作られたペーパーを見せていただきました。知事に会う30分前なんですけれども、このことについて知事室に行くので、知事に会うので、一緒に来てほしいと言われてまして、いいですよ、ということで行きました。それまで事情は何も知りません、全く知りません。

真山委員長 その件について、知事に会いに行くから同席してほしいという依頼があったわけですが、同席するという以外には大野議員から何か依頼や要望というのが有村議員に対してあ

ったでしょうか。

有村議員 何もございません。

真山委員長 同席してほしいという依頼を受けられたときに、有村議員としては、それはなぜ自分が同席する必要があるのかとか、そういうことを何かお考えになったことはございますか。

有村議員 そこまで考えてなかったですね。30分前の話ですので。こういった実態が続いているということで、これは駄目なことだから有村さん一緒に来て欲しいと言われたんで、いいですよ。ということで行きました。

真山委員長 その場合ですね、有村議員としては議員個人として同席されたのか、あるいは会派の政調会長という立場で同席されたのか、御認識としてはどちらでしょう。

有村議員 もちろん一個人、一議員として行っております。

真山委員長 とは言うものの、実際に政調会長をされていたわけですが、会派の政調会長という立場、役割というものについては有村議員としてはどのようにお考えをお持ちでしょうか。

有村議員 そうですね。うちの会派は政調会っていうのがありまして、いろんな関連施策、例えば県の施策ですとか、それから県の予算ですとか、我々議員は大体そういったものを、二元代表制ですので、普段から議論をします。自由民主党の議員団としては、この政調会で決めたことをみんなで率先していこうねと。決定して、実践していこうね、っていう話で毎年やっております。

真山委員長 11月11日に同席された際に、大野議員から「ドアホ」という発言があったというのが記録に残っているんですが、この大野議員の言動を高圧的なものとお感じになったでしょうか。

有村議員 受け取り方は人それぞれだと思うんですけど、私は特に。お前アホだなとか、よく普段からそういう関西ではやりませし、いろんな行き違いの中で、そういう話、そういう言葉が出たのかなと。私自身は別に言われても、どうってことありませんけれども。

真山委員長 その限りでは普段とそれほど変わらないと。

有村議員 普段その言葉があるかどうかちょっとよくわかんないんですけど、会社でもやっぱそういうことはよく言われましたし。

真山委員長 今、人それぞれとおっしゃったんですが、そのとき同席していた県の職員の方は「ドアホ」とかというような発言があったとき、どういう反応されていたか覚えてらっしゃるでしょうか。

有村議員 それに対して反論とかなかったと思います。

真山委員長 普通に聞いていたという感じですか。

有村議員 普通かどうかわかりませんが。

真山委員長 大野議員からは政調会や総会で説明したところ全く異論が出なかった。それで会派としての合意があったというような御発言があったんですが、この政調会や総会で全く異論が出なかったというのは、これは事実でしょうか。

有村議員 大野さんは、もう何年も前からこの件についてはいろいろなことあるごとに発言があります。私の前の政調会長も前年度やっておられるんですけども。会派としての何か決まりごととかそういうことはないですから。

真山委員長 先ほども少し政調会長のお立場や役割のところでお説明いただいたことと重なってしまうんですが、念のためにもう一度お伺いしますが、自民党会派の中での意思決定の方式や手順と申しますか、例えば今回の大野さんの件に関するような会派での合意を形成するという場合の手続きですね、意思決定方式、もう一度ちょっと御説明いただけますでしょうか。どういう手順で一般的には。

有村議員 一般的にはいろいろな県の施策あるいは県の予算について、例えば1月になると全議員が執行部から来年度予算の当初予算についていろいろヒアリングを受けるわけなんですけども、それは年間通じてこういったものをやるけどもいいかと、あるいは何かいいアイデアないかっていうことは意見を求められます。ですから議員の立場としては、一議員とはいえ、やっぱり県民を代表する議員ですので、いろいろ執行部のそういった施策、それから取組については意見を普段から言うこと。

自由民主党の政調会におきましても、そういった各案件についてしっかりとこの予算を通すか通さないか、あるいは増額するか減額するか、あるいは県民のためになるかならないか、そういったことを議論して政調会で決めると。政調会で

決めた暁には、意見書だとか請願だとか、それから議決案件についても議案についても、全てにおいて一応政調会で決定するというようになっております。

真山委員長 政調会でお決めになるときに、一件ごとについて、例えば賛否を問うとか了承するというのは確認をきちっと取っていかれるっていうのが通常ですね。

有村議員 おっしゃるとおりです

真山委員長 例えば、特に異論が出なかったというだけでは、これはまだ正式な決定だということにはならないと考えるのが。

有村議員 はい。なりません。

真山委員長 正しいというか一般的。

有村議員 政調会で諮っておりませんので。

真山委員長 ということで考えますと、今回の大野議員は面談の際に会派の合意事項だと決定事項だと言われてたようなんですが、そうすると今の御説明ですと正式な決定はされていなかったように思われるんですが、その点、どうなんでしょうか。

有村議員 16回っていうことだったそうなんですけど、私は4回同席をさせていただいていますが、会派の決定だというふうには私は聞いた記憶がありません。

真山委員長 政調会長されていた間、他の案件、あるいは他の議員の面談に同席されるということはいかがでしょうか。

有村議員 他の議員の面談といいますと。

真山委員長 会派の大野議員以外の方が執行部と面談されるというときに、政調会長としての有村さんが同席されるというような、そういうケースというのはあったでしょうか。

有村議員 この4回以外はありません。

真山委員長 大野議員以外の方の場合もありませんか。

有村議員 私と大野さん以外に大野さんと誰かってことですか。

真山委員長 そうではなくて、同じ自民党会派のどなたかが執行部と会われるというときに、知事と面談されるとかですね、そうい

うときに有村議員が政調会長なので同席するという、そういうスタイルというのは他にもあったでしょうか。

有村議員 それはないですね。

真山委員長 つまり大野議員の場合だけ同席されたということですか。

有村議員 はい。

真山委員長 承知しました。私の方からの総括的な質問は以上といたしまして、まず副委員長から補足質問をお願いいたします。

駒井副委員長 まず一つ、一般的にですが、有村議員として議員と職員との関係性というのはどういうものであると考えていらっしゃるのでしょうか。

有村議員 そうですね。対等ですね。全てにおいて対等ですね。

駒井副委員長 では先ほど少し委員長からもお話がございましたが、有村議員は先ほどの回答で議員個人として同席をされたということでありましたが、一方で客観的に政調会長という立場でもいらっしゃいます。そうした中で政調会長である有村議員が同席されることによって、職員さんがどのように思われると思いますか。

有村議員 そうですね。受け取られる方にもよると思うんですけど。その方から聞いたことないんで、ちょっと何ともどう受け取られたかわからないんですけど、私は一個人のつもりでしたね。

駒井副委員長 次に会派の総意があったとは考えていないということで、先ほど政調会にも諮っていないというふうにおっしゃったわけですが、同席をされているときに、大野議員が会派の総意であるかのような、例えば会話が合ったときに、それをその場で、いえ、会派としては承諾したわけではないというように、訂正をされなかったのかということですが、いかがでしょうか。

有村議員 私も4回同席しましたがけれども、会派としての総意だっというふうには大野さんが言った覚えがなく、総意ともし言われたんなら、それは違いますよと言うんですけど、私の記憶の中では総意ってということがないんですね。

駒井副委員長 それは大野議員の個人としての立場でおっしゃっているという会話の認識だったということですか。

- 有村議員 そうだと思います。
- 駒井副委員長 最終的に大野議員は会派離脱という重い処分をされていらっしゃるわけですが、有村議員御本人としても今回の処分はやむを得ないものであったと思っておりますか。
- 有村議員 何でもそうだと思うんですけども、ことの次第っていうのはやっぱり第三者はわからないところがあるかと思います。今回大野さんが会派離脱というのは、御本人の意思で最終的に会派離脱されたのかなというふうに思ってるんで。
- 駒井副委員長 ですので、処分というわけではなく御本人が自主的にという理解をされているということですか。
- 有村議員 自主的にというか、会派離脱する前に総会で、会派離脱というか、会派を出るということに決まりましたので、大野さんは出ようという意思を固めたんだろうと思いますけど、それは大野さんと話したことないんで何ともわからないんですけど。
- 駒井副委員長 わかりました。私からは以上です。
- 真山委員長 それでは西川委員何か御質問ございますでしょうか。
- 西川委員 まず4回、大野議員と県の職員、あるときには知事も同席されてということで、面談の中でお話聞いておられたと思うんですけども、つまるところ大野議員が県に対して要望をしていた内容というのは何だったというふうに理解しておられますか。
- 有村議員 要は滋賀県が今出ている案件で、いろんなやりとり、取引、いろんなことできちっとしなきゃいけないのに、畜産課が作られたこの実態が続いているということは、駄目なんですよということを大野さんは言いたかったというふうに思っております。
- 西川委員 コンプライアンス上問題のある業者と取引ですね、JAがしていることについて問題があるという指摘をして、それを大野議員は県に対してどう対応してほしいというふうに申し入れをされてたかっていうのは、どのように認識されてますか。
- 有村議員 しっかり緊張感持って、いろんな施策をやるようにといっ

たことも本人が言っておられる議事録見ましたけれど、本人が言ってるとおりの内容だと私は認識しています。

西川委員 民と民との間の契約関係を解消すると、県として申し入れをするようにというような要望をしていたのではなかったですか。

有村議員 4回のこの面談の内容にそれが書いてあるのかどうか、ちょっと私わかんないんですけど、知事は民と民ということはおっしゃってましたね。

西川委員 大野議員の要求について、有村さんは、それは御自分の意見としては賛同できる内容だったから同席したということだったんでしょうか。

有村議員 先ほど委員長にもお答えしたんですけど、同席したのは知事に会う30分前にこのペーパーを見せていただきまして、会派室で、畜産課が作られた〇〇との取引実態が続いているということで、その上には恐喝詐欺等による逮捕っていうのがあって、30分前にこれを見せていただきます。でこのことについて問題があると、知事の方に一緒に来てほしいということで行きました。

西川委員 初回の面談のときはそうだったかと思うんですけども、その後県ともいろいろやり取りをした上で、2回3回4回目の面談を経ていきますね。その際も大野議員が県に対して要望される趣旨に有村議員としては賛同ができるから一緒に同席をしたと、こういうことなんでしょうか。

有村議員 それは異なりまして、2回目3回目4回目っていうのはほぼ始まる直前に、例えば2回目は会派室で話をされて、有村さんちょっと座ってもらえますかって言われて、はいって言って座って聞いたことで、3回目はちょっと面談をお願いしたいと言われて、直前に面談したとこれから行くということ。4回目も少しお時間いただけますかっていうことだったんですけど、今おっしゃるように最初にこの畜産課の説明資料をいただいて知事のどこに行きました。知事は何かこの話も御存知だったようです。この面談概要にも書いてますように、御指摘は受け止めると、ただ民民の問題でもあり悩んでいるところと、全て県が指導するわけにもいかないとはいえ何々事業者との関係は県民から後ろ指を指されることになること知事が言いました。

それで、あっそうなのかと、大野さんの言ってるのは、実態が続いてるっていうのは大野さんの意見なのかなと思いつつながら知事室行ったんですけど、知事が問題があるということ

をおっしゃったので、あつ問題があるんだなど。で、今西川さんの御質問に答えるとすれば2回目3回目4回目も進んで同席したわけじゃないんですけど、どうなっていくのかなってというのは気になりましたね。

西川委員 4回の面談に同席される中で、大野議員の要望に対する県の側の職員、知事の回答としてはどのようなものだったというふうに受けとめておられますか。

有村議員 そうですね。普通ですね。いつもの感じですね。

西川委員 大野議員の要望を受け入れるというような対応だったのか、それとも、いやそれはできませんという回答だったのか。その点で言うとどちらでしょうか。

有村議員 4回のこの面談概要で私も思い出してるんですけど、特にどっちかってわけじゃなかったような気がします。

西川委員 最後に伺いますが、11月19日ですね。令和3年なんですけど、場所は議会運営委員会委員長室で大野議員と有村議員。県の職員の側は、西川部長と越後主席参事、当時のですね、面談をしておられるんですけども。この議会運営委員会委員長室というのは、この面談をしていた4者以外の出入りは基本的にない場所というふうに理解してよろしかったですか。この面談中に他の者はいなかった。

有村議員 いなかったと記憶してますけど。

西川委員 この中で大野議員が「きちっと年内中にけじめをつけておかなければ農水に係るところの予算、これはペケ、議運のテーマにしないということ、俺は口に出して言ったことはする」と発言しておられるんですけど、この発言について御記憶ありますか。

有村議員 はい。

西川委員 これはどういう趣旨だというふうに受け止められましたか。

有村議員 緊張感持ってやってほしいというような意味でおっしゃってるのかなと思いました。

西川委員 緊張感を持って何をしてほしいということだったんでしょうか。

- 有村議員 それは11月5日からスタートしてるので、16回の中の11月19日時点で何回目なのかわかんないんですけど、そういったことを今の来歴の中でおっしゃってることなのかなと思いました。
- 西川委員 先ほど大野議員も有村議員も一議員として面談を行ったというふうにおっしゃっておられたんですけども、農水に係るところの予算をペケにすると、つまり議運のテーマにしないということを一議員の権限でできるものなんでしょうか。
- 有村議員 それはいろんな経過を踏まないと、そういう意欲はあったとしても経過を踏まないとできないですね。大野さん一人では無理だと思います。
- 西川委員 できないのにこういうことを大野議員が発言なさったということを有村議員はどのようにとらまえましたか。
- 有村議員 大野さんは普段から一生懸命物事を考えるところありまして、ペケにするぞっていうのはもうその意欲満々ということだったのかなというふうに思ってます、軽く言う人じゃないので、それぐらい思ってたのかなとは思ってます。ただ本人とこの話してませんので、もうちょっとわからないです。
- 西川委員 はい。私からは以上です。
- 真山委員長 はい。それでは古川委員、どうぞ。
- 古川委員 大野議員が16回面談を行ったというふうにされてるんですけども、こういった何度も面談をされてるっていうようなことは、有村議員は御存知でしたでしょうか。
- 有村議員 知らないです。
- 古川委員 11月5日、先ほどのお話で、30分前に同席を求められて、いいですよという形で同席された。そのお話をされてるうちに、すぐに御理解はされましたですか。
- 有村議員 わかりません。
- 古川委員 何をおっしゃってるのかわからない。
- 有村議員 はい。おそらく県会議員、私以外もこの案件につきましては詳しく知らないと思います。
- 古川委員 次の面談、11月11日ですけども、この日は2回に分け

て面談をされています。1回目の面談されたときに、同席をなされて、同日もう一度大野議員は30分後ぐらいに面談されてるんですけども、このときは有村議員は同席されてないんですが、これはなぜでしょう。

有村議員 11月11日10時20分から26分が同席っていう記録なんですけど、それ以外というのは今初めて聞いたんですけど。

古川委員 そうですか。記録によると11月11日の10時20分から26分ここで同席されて、さらに30分後の10時54分から再度面談されてるようなんですけども、その時には同席をなされてないんですが、その時にお声掛けがなかったんでしょうか。

有村議員 ないですね。

古川委員 11月11日の初めに同席されたときも、やはりちょっと大野議員の方から同席してくれというそんな感じだったんでしょうか。

有村議員 はい。

古川委員 6分ぐらいの会話の後に、内容からすると届けてくれ、みたいな話だったと思うんですけども。その後また戻ってこられるというような予想、もう一度お会いされるという、そういった予測は立たなかったということですか。

有村議員 はい、私の知る限りでは。

古川委員 そして大野議員の発言で、11月11日の不適切な発言があったようなんですけども。このときには、職員の反応はどのように映られましたか。

有村議員 反応。

古川委員 先ほど有村議員は普通の関西の方がよく日常使うような、「アホ」とかですね、そういった言葉の延長だというような話のニュアンスだったというようなことだったと思うんですけども、職員側の反応としては、特にそれに反応する様子を伺えたのか、あるいは気になされなかったのかというのは。

有村議員 あんまり覚えてないですね。こういう答えはよくないのかもわかんないんですけど。大野さんと話すときは結構皆さん緊張してらっしゃる感じはあります。職員さん。だからいつものような感じかなと。

古川委員 普段からそのように言葉尻には出てくるということでしょうか。

有村議員 「ドアホ」とか。いやそれはないと思いますね。

古川委員 では11月11日の発言というのは有村議員として覚えてないってことですか。「ドアホ」とはあんまり言わないんだけど、その日の発言の中には「ドアホ」という言葉があるんですけど、それはあまり気にならなかったということでしょうか。特に声が大きかったとかそういうことはなかったんでしょうか。

有村議員 受け取り方だと思うので、私自身は強烈には受け取る方じゃないので、ただ職員さんはどう思われたかちょっとわからない。

古川委員 どのように見て取れたかということで、特に気にならなかったということでしょうか。

有村議員 はい。気にならないっていうわけじゃないですけど、どうでしょうね。そういう発言があったなど。

古川委員 もう一つ、この同日ですね。記録を読ませていただくとこの日だけちょっと発言されて、有村議員の発言があって職員の方に確認をされてるんですけども、この時点での発言ってというのは、会派として持っていくべき話とかいう認識があたりだったのか、それとも議員としてただ単に、そこに居合わせる議員としての反応というか、そういう発言であったのか、いかがですか。

有村議員 たまたま同席していますので、このなんか1、2、3っていうのは書いてありますから、「この1、2、3のことですか」ということを言ったので、確認もそんな重く受け止めてはなかったんですけど、話が行ったり来たりしてたんで、このときちょっと聞いただけですね。

古川委員 この11月19日、3回目にお会いになったときは議会中であつたというふうにはお伺いしてるんですけども、このときも大野議員から声をかけられてということで、たまたまそこにいたからということでしょうか。

有村議員 全部大野さんから事前に、たまたまいた時もそうですし、明日ちょっとお時間いただけますかとかそういう感じです。内容は何も伺ってません。

- 古川委員 発言の中で、先ほど西川委員の方からも質問ありました「予算ペケ」というような発言があったんですけども、そのときのそれを聞かれた職員の反応というのはどのように感じられましたか。
- 有村議員 黙って聞いておられた感じで、特に反応なかったかもわかんないですね。
- 古川委員 その「予算ペケ」というのが、例えばプレッシャーになるとか、それからあるいは会派としての意見だというようなことを取られそうなことを思われてないかとかいう、そういう心配はなかったでしょうか。
- 有村議員 大野議員を知る一人としてですけど、この案件に限らず、普段から緊張感を持っていろんな施策、予算関係は当局と接しておられるので、その中の一つかなというふうに僕は受け取りましたね。
- 古川委員 そうすると今まで3回一緒に同席されて、最後の21日の前に3回同席されて、例えば大野議員との間でこれは会派としてするんだったらとか、そういった打ち合わせとかいうことはなかったですか。
- 有村議員 ないですね。
- 古川委員 一議員としてこれを実行するっていうのが、それで解決する問題かどうかということは、予算の話を持ってきているので、困難であるとかないとかその辺はいかがなものでしょうか。予算ペケとか。
- 有村議員 一議員ではできません。
- 古川委員 ということは普通の議員との同じ会派の中でこういったことも挙げるとかいうことも話題には上がらなかったということですね。
- 有村議員 そうですね。
- 古川委員 12月21日の面談の中で、一番最後の発言で、「これに係る予算は認められない。我々は我々の議会としての考えがある」というふうにおっしゃってるんですけども、この発言をお聞きになったときには有村議員として、議会としての考えがあるということは、会派としてもする覚悟がおありなんだなというようなことを考えられたのか、それともただ単にいつもの大野議員のスタンスなのかと考えられたか、どちら

でしょう。

有村議員 この最後のフレーズですけど、「我々は我々」とおっしゃってるけど、「私は私の考えがある」というふうに言って欲しかったなとは思いますが、「我々」って私も入っちゃってますんで。

古川委員 その時はそのように正すということにはなされなかったんですか。

有村議員 最後のセリフで、ちょっと待てよぐらいなことは思いましたけど、あえて「私は私で」と言い直してくださいっていうのもちょっと言えない雰囲気ありましたね。

古川委員 あと最後にですけれども、大野議員が何度も16回もされていることは御存知なかったということですけども、このやっぱり飛び飛びで例えば、11月19日から12月21日まででしたらほぼ1ヶ月空いております、その間にその会派に諮るというようなお話もなかったということでしょうか。

有村議員 途中で自民党議員団と知事の協議会があったときに、この話を少し触れていますね。

古川委員 そのときの皆様の反応はいかがでしたでしょうか。

有村議員 何もなかったですね。黙っていましたね。

古川委員 有村議員から何か補足説明するとか、そういったことがございましたでしょうか。

有村議員 12月末までの間ですね。ないです。

古川委員 はい、わかりました。以上です。

真山委員長 それでは他の委員の皆さん、御質問ございますでしょうか。はい杉本委員。

杉本委員 有村さん御苦労様です。二つほどお聞きしたいんですけど、4回面談に立ち会われてまして、その面談記録があるんですけど、有村さんが発言されているのは11月11日1回だけあるんです。それ以外は発言されてないですか。

有村議員 はい、記憶ないですね。

杉本委員 ということは有村さんは、大野氏と一緒に面談したときに、大野氏の意見を擁護するような発言は一切されてないんですね。

有村議員 はい。

杉本委員 それから僕もね、前から思ってたんですけど、会派の総意としてね。予算はペアというふうなことは面談記録にどこも載ってないんですよ。だから有村さん言われたように、会派の総意としてはじめをつけなければ予算認めないという発言はどこもされてないですよ。どうですか。

有村議員 はい。私の記憶では総意だっていう話を聞いた覚えもありません。

杉本委員 記録ないんですよ。ところが僕らは新聞の報道とかで、会派を離脱させられたときの理由が、会派の決定でもないのにその会派の総意であるかのように言ってね、発言したと。それが一番の大きな会派を離脱するときの理由だと報道されてるんで、そういう発言を当然されてると思ってるんですけど、実際面談記録を見るとないんですよ。しかし一つはね、あなたが一緒に同席されるということは、一応自民党の政調会長という立場におられるんで、その人が一緒に同席するというのがね、やっぱり一定会派としての意向として、訪問すると、面談するというふうに受け取られるという懸念はあると思うんですけど、そこら辺のことはお考えにならなかったんですか。

有村議員 私も先ほどお答えしましたように、一議員として参加というか知事に会う 30 分前に事情を聞いて行った身ですので、ましてや政調会を代表して行ってるとか、会派の意見として持って行ってるとかそんな認識は全くありませんでした。

 一体全体この案件についてはよくわかんないですよ、長い歴史があるのか、いろんなわかんないですよ。ただわからない世界の話で、私に限らず、そのことで畜産課の作られたペーパーを見たら、実態が続いてるっていうのはよくないことなのかなという、県もそう思ってるのかなと思いつつながら知事室に行ったら、知事がそのことはわかってると、知事の 5 日の発言で御指摘を受け止めると、民民の問題であり悩んでいるところだと、全て県が主導するわけにいかない、とは言え何々事業者との関係は県民から後ろ指を指させることになるとおっしゃってます。

 それを聞いたら、そうなのかな。いうふうに思いましたので、ただ杉本さんのおっしゃる総意っていうことはちょっと私は知らないです。

杉本委員

中身はそうなんだけども、政調会長が同席するっていうことは、それなりの重みがあると思うんです。それから 19 日に、「農水に関わるところの予算これはペケと、議運のテーマにしないということ、俺は口に出して言ったことをする」と。

「議運のテーマにしない」っていうことは議運の委員長としての権限を持つてるということね。それからやっぱり多数会派の自民党の議運の委員長の発言ということになると、やっぱりこれは会派の意向があるのかなというふうに受け止められる懸念があります。

それから先ほど出ました 12 月 21 日一番最後のお別れの言葉で、「我々は我々の議会としての考えがある」と、「我々」っていうと当然有村さんが一緒に同席されていて、自民党の会派としては予算を認めないというふうに受け止められると、だからそういう状況的なことから総合的に判断するとね、やっぱりこの間の面談の中身は、会派として予算を認めないと、言うことを聞かなければけじめをつけなければね。そういうふうに受け止められてきてると思うんですよ。そこら辺、そういうふうにお考えになりませんか。

有村議員

それも杉本さんおっしゃるとおりかもわからないんですけど、受け取り側のその受け取り方っていうのは、それはちょっと私もよくわからないんですが、ただ政調会長としてじゃないというふうに私申し上げてるのは、政調会で議論もしてませんし、知事に会う 30 分前に言われて、政調会長ではあるけれども、そういったことで発言もできませんし私、政調会で何も決めてませんし、相手はどのように受け取るかは、大野さんも議運の委員長であったり、一議員であったりいろんなあれがあらうかと思うんですけども。

私のスタートはこれをいただいて、知事室に行って、知事がそういうようなことでお返事をされたから、この問題はそうなんだと、ただ私の知らないところでもっとやり取りがあったのかなと、これまでですね、そんな思いはしました。

杉本委員

最後ですけど、ところが、前回の第 3 回の政倫審で大野氏自身が「私の個人的見解でなく、会派の総意であると申し上げたのは事実です」と。大野氏自身が「会派の総意だと申し上げた」って言われてるんですけど、これ前回の 9 月 12 日の第 3 回政倫審で大野氏自身がそうおっしゃってるんですよ。

有村議員

大野さんがいつ総意であるというふうにおっしゃったのか。「総意になるぞ」みたいなふうに思い入れで言ってるのかもわかんないですし、もう今となってはちょっとよくわかんないんですけど。

杉本委員 　いづれにしてもね、大野氏が「会派の総意であると申し上げたのは事実です」って、前回証言してるんですよ

有村議員 　本人がそう言ってるならそうなんでしょうね。

杉本委員 　だから、明確に各派の総意っていうのはこの記録の中にはないんだけど、全体の状況を見るとね、そしてこういう彼自身の発言を見ると、やっぱり会派として全農と堀川食品との取引にけじめつけなければ予算はペケになるということは、会派の総意であるように言ったというふうな理解で、物事が今全部進んでるんですけど、それについて有村さんどうお考えですか。

有村議員 　実際、大野さんが予算案件について、来年度予算、当初予算にそれを組み込むとか、ましてや議会にかけられて、質問するとか質疑するというようなことはなくて、認めているものであって、ただ年末には、来年度予算については執行部ともいろいろと侃侃諤諤が毎年入ってますし、その中の一つなんだろうなど。

杉本委員 　はいわかりました。

真山委員長 　では細江委員。どうぞ。

細江委員 　会派の意思のところなんですけど、政調会で大野議員からの発言がありました。会派でも大野議員から説明がありました。政調会で大野議員の話聞いた後に、今度当局の話聞こうということで当局の話聞きましたよね。

有村議員 　それは翌年の1月以降ですね。12月じゃなくて1月ぐらいになって、いよいよ予算と言ったときに大野さんがあのお話をされて、政調会でも1回話を聞こうじゃないかということで畜産課呼んで初めて聞きましたね。

細江委員 　そのときにも何も異論はなかったですね。

有村議員 　なかったですね。

細江委員 　どちらもスルーしてるというか、聞き流してるというそういう感じで。その後に総会で話が出てましたが、それもまあスルーしたと。

有村議員 　そうですね。

細江委員 　それが今のお話なんです、この異論がなかったのですとした、

というふうな解釈をされています。それから、有村議員が同席されたのは16回のうち4回なんです。それは知事、部長などと会われるときに同席されてるんです。始まりと終わりと。その間のときにね、大野議員が一人であと12回、当局呼んでおられるんですが、そのときには大野議員一人でやっておられた、そのことは政調会長としては知りませんでしたか。

有村議員 全く知りません。全く存じ上げません。

細江委員 全然知らない間に進んでたということなんですね。

有村議員 はい。

細江委員 事実関係を押さえておくのに、そのことだけちょっとお聞きしておきたいなということでした。

真山委員長 はい、では中村委員、どうぞ。

中村委員 今細江委員の方からもお話があったので、ちょっと頭の中がぐちゃぐちゃになってきましたので確認させてください。先ほど真山委員長の方から御質問があったときには、この政調会には諮っていないということなんですけれども、諮っていないんですね、本当に。

有村議員 諮っていないです。11月5日行くときですね。諮っていません。30分前に聞いたんで、初めて。

中村委員 けれども、失礼かもわかりませんが、私もたった2人の会派の代表ですけれどもね、公明党滋賀県議団の代表という立場があります。また、党の役職等もあるんですけれども、やはり一個人として参加したっていうふうにおっしゃいますけれども、やはり相手からしてみたら、そういうふうには取ることができないというのは、これやっぱり事実だというふうに僕は思うんです。

ほとんどの方がやっぱりそういう目で見ますし、特に職員の方ですから、政調会長と一緒に参加したという重みがあるというふうに思うんですけど、そこはどういうふうに感じていらっしゃいますか。

有村議員 そうですね。ちょっと他の話で申し訳ないんですけど、例えば、靖国神社参拝でも総理大臣が、行くにしても一個人で行きましたとおっしゃって、そういうふうに通じてるし、今回それとは話は別ですけど、私も同じ会派で、同期の大野さん、席も隣なんで、いろんな相談を受けますので、有村さんどう思うと、こういうことなんだけど、でも知事とアポイント取

っておられたんで、僕は行かなくても、大野さん行くつもりだったと、あんた一緒に来てほしいと言われて、いいですよというふうに行きましたね。

ただ向こうも政調会長としてお受けかどうかですけど、普段から私も知事のそこはよく行ってます。一人でも行ってます。いろんな案件で。だから知事と会うのはしょっちゅう会ってますんで、そんなに大それたことだとは思ってはいなかったですね。

中村委員

一つ例を出されましたけど、今日は報道の方もたくさんおられますけどね、やっぱりそういう肩書きというか、政調会長という役があったら、やっぱりそれは大きな話、報道されるんじゃないですか。もっと違う問題でもね。ということは相手の受け方としてはやはり大きいっていうふうには思うんですけども。

有村議員

おそらく先方は、私、何もわかってないなと御存知だと思います。なぜかという接触してませんので、それ以前も。有村さんは何で来たのかなというぐらいにしか思ってなかったと思います。ましてや私からそんな発言もできませんし、急な話だったんで、ただおっしゃってる意味はよくわかりますが、はい。

真山委員長

はい。今江委員どうぞ。

今江委員

ダブると思いますので1点だけ、これは私の認識なんですけどね、16年間議員をさせていただいて、今現在の自民党さんは過半数割れてますけど、過半数超えてるときもあって、第一会派で過半数超えてる政調会長というのは、我々としても、おそらく当局としてもかなり重い存在だと思うんですよ。だから今回もちろん有村議員さんと大野議員さんとのいろんな個人的な関係もあるでしょうし、4回同席されたということですけど。客観的に見るとやっぱり、私の印象としては有村議員を同席させることによって、自分の主張を通すのにかなり効果的だというふう感じられて、ちょっと言葉悪いことと言えば、大野さんには有村議員さんの立場を利用するという思いがあったんじゃないかなという思いするんですけどね。

これはもう有村さんと大野さんとの関係もあるので、お答えにくかったら結構ですけど、大野さんに、今回のいろんな一連の話で、やっぱり利用されたみたいな思いは持ってらっしゃるのか、いやもうちょっとそこはノーコメントでも仕方ないんですけど。私は少なくともあなたを同席させることによって、自分の主張を当局に強く言えるという判断で同席お願いしたんじゃないかという推測してるんですけど、有村議

員さんの思いとしてはどうかということだけお聞かせいただければ。

有村議員 最初から最後まで大野さんは、自分の意見をあまりおっしゃらない方で、どういうふうな思いで僕を呼んだのか、それを聞いてもいませんし、大野さんの思いはちょっと計り知れないところがありますね。私からはちょっとわからない。

真山委員長 はい。ありがとうございます。委員皆さん全員から御質問いただいたので以上でよろしいでしょうか。委員からの質問は以上です。ここまでの質疑を踏まえまして、この際、有村議員の方から何か御発言いただくことがございましたら。

有村議員 特にございません。

真山委員長 ありがとうございます。では以上で有村議員からの聴取を終わります。

(3) 今後の進め方について

真山委員長 委員の皆さんには、今後の審査会の進め方について御協議をお願いしたいと思います。

第3回審査会において知事に対する聴取の有無についてはペンディングということにさせていただいたところでございます。つきましては改めて委員の皆さんのお考えをお聞きしたいと存じます。

なお、知事からも聴取が必要とのことであれば、審査会として聴取の目的理由等を明確にする必要がありますので、聴取の目的、理由等、具体的にどのような事項を明らかにするための聴取なのかについてもあわせてお聞かせいただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

細江委員 その間に、私会派で中間報告させてもらったんです。そして議員から質問というか意見が出ておりますが、それを間に入れさせていただけないかと思います。

真山委員長 はい。質問というのは誰に対して。

細江委員 意見がね、こういうところの視点もいるのではないかという話なんです。長くはないんです。

真山委員長 はい。では御紹介いただいて結構です。

細江委員 まず一番で、文字では判断できない威圧感というか強要といますか、そういうものは音源があれば、音源を審査委員で聞かれてはどうか、という意見、発言がありました。

それから今知事のお話が出ましたのですが、そのときの部長の西川部長に聴くのも必要ではないかという意見がありました。

あと二つなんですが、JAにも聴く必要があるのと違うかというようなことは、これは大野議員にも利があるんじゃないかというようなことからそういう話が出ておりました。

そして職員の聴取2人では心もとないので、もう少し大勢に聴いてみてはどうか、というような、この4点の意見がありましたので、これは代表として会派からきておりますので、それだけまずお伝えをさせていただきます。

真山委員長

はい、ありがとうございます。ただいま会派の中で出た意見について御紹介いただきましたので、ただいまの御意見につきましては、今のこの今後の進め方の中で検討項目として検討していきたいと思えます。

まず、今知事の話だったんですが、知事について前回、聴いてもいいんじゃないかという意見と聴く必要性が特に明確にはならないという御意見とかあったんですがいかがでしょうか。

杉本委員

私は第1回の審査会のときに有村議員と知事を呼ぶべきだって提案したんですよ。ただ一部の委員さんが反対されて、実現しませんでした。

今日4回目で有村議員聴取したと。非常に非効率的な審査会となっていると思うんですよ。知事については、私が第2回の審査会で皆さんに提供した2021年11月17日のJAしがとの面談の中で知事が「いろいろな思惑、利権が交錯している。持って行き場に困ってやってたところがある」と発言しているんですけど、このことについて、詳しくその内容を聴き取りしたかったんです。ここがその16回もの面談に至り、ドアホ発言まで飛び出すことの背景にあるというふうに思ってたんです。

だから知事は当然呼ぶべきだって思ってたんですけども、しかし次に知事を呼ぶとなると審査会の結論を出すのに延び延びになってしまうと。審査会をいつまでも長くやってるということ自体が一つの意味を持ってくるので、もう今の時点では知事の聴取はもうやらなくてもいいと思うんです。

ただ二つ要望がありまして、一つは面談の概要を16回のやつね、黒塗りが多すぎるんですよ。私達がこの面談の内容、品位に欠ける問題とか、正確に理解するためには、この黒塗りの部分とそれから「○○○」となってる部分についてね、ぜひ明らかにしたものを審査会に出していただきたいと。それによってより正確な判断ができるというふうに思うんです。

それからもう一つは、今細江委員がおっしゃったように、

やっぱり実際の録音の記録っていうのを聞かないと、大野氏のドアホ発言、有村氏はそんなに深刻に受け止めないみたいな発言もあったし、いろんな受け止め方があるので、やっぱり少なくともその3回のドアホ発言の部分だけでも、この委員会で実際に聞いてですね、判断をすると。そういう二つのことをやっていただくことによって正確な結論を出しやすいと思いますので、そこを善処願いたいというふうに思います。

真山委員長

という御意見いただきましたが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。まず、知事の聴取については今、杉本委員からは、もうこの段階に至ってはあまり必要性がないという御意見もいただきましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

今回の審査項目自体、知事からお話を聴いたことによって新たな事実が分かるとかそういうことはあまり期待できないと思いますし、必要性がないというふうに思いますので。それでは知事の聴取ということについてはもう行わないということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

それから先ほど細江委員の方からございましたが、知事以外にその当時の部長、西川部長、あるいはJA等からも聴いてはどうかというようなお話も意見もあったということなんですが、この西川部長やJAを含めまして、他に追加聴取が必要だという御意見ございますでしょうか。

杉本委員

過去何回か私発言止められましたね。要するに大野氏がこういう高圧的な発言をやって16回の面談に至ったその動機とかを解明せよというふうな発言もしてきたんですけど、そこに踏み込もうと思うとやっぱり全農とかね、JAから来てもらって聴く必要あると思うんですけど、ただ新たな請求が出ない限り議員にふさわしい品位と識見の問題に絞ってこれやってるんで、これ以上聴取をやって、その部分についての解明というのはあまり期待できないというふうに思うんです。

もう一つ要望したいのは、委員長は最初の1回るときにスケジュール感どういうふうにするのかって私が聞いたら、一応年内にけじめつけたいというふうにおっしゃっていました。私もこれ7月21日ですか、始まってもう5ヶ月になるんで12月まで行くと。だからできれば12月の議会が20日過ぎまであるんですが、それまでに議長に報告できるようなスケジュール感でやっていただいた方が、一定のけじめがつけられると思うんですよ。

だから今は1ヶ月に1回というペースなんですけど、その間隔をちょっと早めていただいて、12月の議会中に、議長に

報告ができるような審査会運営をしていただきたいという思いがあるんです。そこをよろしくお願ひしたいと思います。

真山委員長

確かにスピード感といいますかスケジュール感ということでは、いたずらに時間をかけるというよりはできるだけ早く結論を出す。今杉本委員がおっしゃったように、議長に報告するわけですから、議会の開催中に間に合うような報告をする方が望ましいというのは御指摘のとおりですので、無理をして早くするという事ではないですが、可能な限り早く結論が出るようにという趣旨は十分理解できますし、その方向でいきたいと思います。

だからというわけではございませんが、ここまでの審査請求内容に係る事実の確認という点では、これまでの資料および聴取で概ね確認ができたということですので、追加の聴取については特にもう行わないということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それから面談記録および音源に関してですね、録音データについてですが、細江委員からも会派としては音源の確認をするべきではないかという御意見もありましたし、今杉本委員からも音源を確認しておく必要があるのではないかということがございました。この点については特に反対といいますか、異論はございますでしょうか。確認すべきでないとか、する必要がないということは特にございませんか。

(異議なし)

それでは、やはり文字だけでは特に今回問題になっております高圧的であるとかそういうことはなかなか確認できない部分もありますので、音声データについて確認をするという方向で準備をしたいと思います。

なお、16回面談がありまして、その全てに記録があるわけなんですけども、全ての録音を確認するということになりますと、相当な時間、具体的には2時間半以上になるんじゃないかと思っておりますので、最初から最後まで全部聞くということではなくて、今回の審査請求に特に関わる部分、先ほど杉本委員もおっしゃったように、例えば「ドアホ」というような発言があったこの文脈とか、その前後というようなことが確認できるような範囲であるとか、逆に言いますと、県の職員の方が説明をしている部分とかを外すとかですね、いろいろな配慮をした上で、必要十分な範囲での録音データの確認をしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

どこからどこまでを聞くかということについては、とりあ

えずは委員長であります私に御一任いただけますでしょうか。それを聞いたうえで、ちょっとこれでは分からないということだったら前後を増やすとかですね、その辺はやるということでもよろしいでしょうか。

細江委員

11月11日、12月9日、12月20日の音源があれば、最低それは入れていただきたいなというふうに思います。

真山委員長

はい、では御意見配慮させていただきます。

その音源につきましては次回のこの審査会で委員の皆さんに聞いていただくという形になると思いますが、面談記録を見ていただいても分かりますように面談中には固有名詞、個人情報等が当然いっぱい入っておりますので、その音源確認の部分等につきましては非公開とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それから先ほど杉本委員の方から御要望がありました面談記録、我々が手にしておりますのは、審査請求書に添付されておりましたものを見ておりますので、情報公開の関係で個人情報に関わる部分等が黒塗りになっております。これを黒塗りになってないものですね、全面的に、委員のみということには当然なると思いますが、これは準備できますでしょうか。

事務局

農政水産部に協力を得られるよう確認させていただきます。

真山委員長

では委員の皆さんに黒塗りのない面談記録を配付できるよう事務局の方に御努力いただきたいとしますので、よろしくお願いいたします。

それではそのような形で進めていくわけでございますので、今後の進め方について確認をしておきたいとします。

まず、これまでの聴取を踏まえまして、請求書ならびに証拠書類に記載された大野議員の言動について委員の皆さんの御了解をいただけるのであれば、本日一定の事実認定まで行っておきたいとします。また次回の第5回審査会においては、認定されました大野議員の言動が条例第3条第1項第3号に規定する政治倫理基準に照らし、政治的または道義的な責任があると認められるか否かを判断し、責任が認められる場合はどのような措置が適当か検討することとしたいと考えております。

その上で、委員の皆さんには審査結果報告書骨子案をお持ち帰りいただき、続く第6回審査会において、委員の皆様の

お考えを改めてお示しいただいたうえで、委員全員の合意をもって措置内容を決定し、審査結果報告書を取りまとめたいと存じます。

なお、今申しましたように事実認定のところで先ほどお決めいただいたように音声データの確認をするということがありますので、今日はその音声データを含めない形での書類等の限りでの事実認定までをやりたいと思っております。

今後の進め方は概ねこのような考え方でありますが、大体これでよろしいでしょうか。できるだけ早く迅速に進めるといのは心がけたいと思います。

(異議なし)

それではそのようにしたいと思います。そこで事実認定に関しましては、審査請求書の内容を踏まえ、審査会として認定すべき事実は3点ございまして、1点目「審査請求書に添付された16回の面談記録の発言等を含めた内容」。2点目「大野議員が会派の合意がないにもかかわらず、会派決定あるとの発言をされたこと」この点につきましては先ほど杉本委員のやり取りの中で少しこの事実確認、もう一度少し厳密にしないといけないかと思いますが、一応審査請求では出ております。それから3点目「大野議員に対して会派離脱処分があったこと」この、あくまでも事実なんですけど、以上の3点と存じますが、御異議ございませんでしょうか。

杉本委員

私一つだけ気になってるのは12月21日最後の面談なんですけど、その面談の2時間ほど前に大野氏が全農の常務にメールを送ってるんですよ。そのメールの内容は、堀川食品と全農とのけじめをつけよと、その説明責任を果たせということで、その説明責任が果たさなければ来年度のJAに関する予算は認められませんよっていうメールを送ってるんです。これはここには添付されてないんですけど、大野氏はあの記者会見の中で、県にそういう要望したけども、全農にはそういう要望してないと証言されてるんです。弁明の資料にあるんですけど、そこは実際に大野氏から全農の全国本部の常務にそういうメールを送ってると。これは議員としての越権行為と言いますか、そういうことを品位と識見に欠けるといって非常に大きな問題なんで、これについてもやはりちょっと触れていただきたいなというふうに思うんですけど。

真山委員長

つまり、今御提案いただいたのは、今までの審査請求書等から見ますと、新たな事実の一つということでの御提案ということでのよろしいでしょうか。

杉本委員

そうですね、今年の1月11日に全農から滋賀県に対して照

会状が届けられていまして、それにそのメールの内容が添付されてるんです。

真山委員長

新聞に報道されているということは今新聞の紙面のコピーで確認いたしました。ただ、この審査会には今初めて公式に出たということですので、一応今事実として発言がありましたので大野議員の政治倫理基準違反の判断をする際の一つの参考資料にするかしないかも含めまして、その際に今杉本委員から言われた件については検討したいと思います。今日の事実認定にはそれは含まないということにいたします。

それでは、先ほど確認いたしました審査請求書の内容にございます3点について事実認定ということになるんですけども、まず1点目ですが「審査請求書に添付された16回の面談記録の発言等を含めた内容」、それから2点目が先ほどちょっと話題になっておりましたが、「大野議員が会派の合意がないにもかかわらず、会派決定であるとの発言をされたこと」「大野議員に対して会派離脱処分があったこと」の3点について、この審査会といたしまして、大卒のところできず事実認定ということをしてしたいと思いますがいかがでしょうか。

まず1点目につきましては、これまでの聴取した方は記録に書いてあることが間違いであるとか、違和感を持つというような発言は一切ございませんでして、概ね正しいという御発言がございました。したがって事実として間違った記録ではないということで認定させていただいてよろしいでしょうか。ただあの文字では表現しきれないようなニュアンス、雰囲気ということについては、次回音声データを確認した上で、これは事実というよりは我々の判断の材料とするということにさせていただきます。

それから、2点目ですが、「大野議員が会派の合意がないにもかかわらず会派決定であるとの発言をされた」というのが事実認定として出てくるんですけど、先ほど杉本委員が有村議員に対する質問の中で発言自体はされていないということを指摘されました。そうするとこの事実認定の仕方だとちょっと事実でないことを認定してしまうことになるかなと思うんですけども、このあたりいかがでしょうか。

杉本委員

記録を詳しく読んだんですね、そしたら大野氏自身がその「私の早合点やった」と、「私の個人的見解でなく会派の総意であると申し上げたのは事実です」って証言されているんです。本人が認めていたけれども、この面談記録の中には会派の総意、会派で決めたというのはいないですよ。ただ、会派の総意であるように装ったりとか、先ほど聞きましたけど代表質問で取り上げるとかね、それから「我々議会としては我々の考えがある」とか、自民党全体として政調会長同席

の上でそういう要求をされるという状況からして、会派で総会の総意であるかのような訴えをされて、自分の言うことを聞かせようとしたということは認定できると思うんです。

真山委員長

令和3年11月19日の面談記録の中には、大野議員が16日に知事に行ったのはプライベートということではなくて、会派の協議会で行ったわけだから云々かんぬんっていうのがあります。そういう意味では会派の合意あるいは会派の決定というふうに明確に言われたというのは確かに記録上ないというふうになりますが、一方であたかも会派でそのような合意があった、承認されてるとというようなニュアンスの発言をされたということは事実として認定できるのかなというところなんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

そういう認定の仕方でもよろしいでしょうか。会派の決定であるとの発言をされたというふうに明確に認定してしまうとその記録はどこにあるんだということになってしまいますので。ただ大野議員も聴取の中で今杉本委員がおっしゃったように決定があったかのような発言をしたというような発言をされたんですが、聴取の際には記憶に基づいてお話されてる部分もあるので、いろいろ記録等から質問されていくと、そういえば言ったのではないかなという勘違いもありうるので、やはりここは記録で確認できることの方を優先したいと思いますので、そういう意味では会派の決定であるとの発言をされたという事実はちょっとそこまでは認定できないと確認できないということで、「会派の合意があったかのような発言をした」という事実認定でもよろしいでしょうか。

細江委員

5月25日大野議員の記者会見からということでもくだりがあるんですが、記者の方が確認されているのがこれはどこにのっているのか分からないのですが、11月19日に大野議員から当時の西川部長さんに、「きちっと年内中にけじめをつけておかなければ農水に係るところの予算、これはペケ、議運のテーマにしないということ」と具体的に発言されているが、所属会派に対して農水予算を認めない旨の説明をしたのは次に開かれた政調会総会となっているのかというようなくくだりがあるのですが、これはどこから出てきたんでしょうね。これが出てこない限り、とりあえず委員長がおっしゃったような形で閉じておいて、きちっとしたものが出てきたら。

杉本委員

細江委員に聞きたいんですけど、会派を離脱させるかどうかという総会開かれましたよね。そのときにそのことはどういうふうに判断されたんですか。

細江委員

会派総会を開きまして、本人から、こういう行動に間違いはないよなということで、当然自分の信念としてそういうこ

とを言った、会派総会を開いて決定したことではないよねということを書いて、はいその通りですと。議運の委員長と、これ議題になってることですが、議運の委員長と政調会長が打ち揃って知事に会ったらどういうことと取るかなと。これはさっきちょっと申し上げておりましたが、知事、部長と会うときだけ政調会長が同席してるんですが、あとの時は政調会長が同席していないんですね。そうすると当局としてはそうかなと、そこでは言うておられるかもしれんですね。これは知事部局から問い合わせが来て、会派の決定なんですかというお尋ねがあって、発覚したということかな。

報道というのはその後の報道になりますけれどもね。部局から問い合わせがあって、本人に尋ねて間違いはないということで、それでは会派としては、それは看過できないので、離れられてはどうですかというふうな流れであったと承知しています。そのうち本人含めて3人反対はありました。会派離脱は。それについては会派内のことですので、これ以上は申し上げませんが、結果が一人出た、という流れ。それを受けて報道になったというようなことかと承知しています。

杉本委員

だからね、ひょっとして言ってるのかもわからないんですよ。面談記録というのは、これは主に抜き出している内容なんで、実際にどうやったかもっと詳しい記録の音声記録残ってるんで、ちょっと執行部の方で調べてもらったらどうですか。

細江議員

皆さん、記憶ありませんか。俺は言ったこと口にしたことは必ず実行するというくんだりがどっかで見たんだよね。報道だったかな。

真山委員長

今ちょっと事務局の方で調べていただいたところですね、大野議員御本人が提出されております弁明申立書の中に添付されております記者会見概要というのがありまして、令和4年5月25日の記者会見の中で、大野議員自身が「会派の決定を経ずに農政の予算を認めないと独断で申し入れをした発言は事実だ」と述べておられます。

大野議員は述べておられるんですが、この事実だという大野議員の発言を裏付ける資料が今のところはないので。それに関連するところの面談記録は11月29日の面談記録の中に、先ほど私も一部読み上げましたが、「農水に係るところの予算これはペケ、議運のテーマにしない」という発言をされているんですが、その前段にこれは会派の決定だというようなことは言われてないんですよ。協議会で言ったとは言っているんですが、それを会派として正式に決定したとかっていうような発言まではされていないので、この面談記録と記者会見で大野議員が言われていることってというのは完全に一致

してないんです。

だから大野議員は言われてみればこういう趣旨だったということ、趣旨としては確かにこれはもう決定があったというようなニュアンスで喋っておられたんでしょね。ただ、記録上、文字上は決定があったというようなことは一言も言われてないというのが事実であったというのがどうやら本当のようなんです、この部分は非常に重要でもありますので音声記録データを確認するときに、この前後の発言を確認の内容に含めておきたいと思います。

実際に決定があったといった文言が入ってるか入ってないか、これも重要なんですけども、全体の文脈等からあたかも決定があったかのような、公式のものだというふうに思わせるに十分な発言内容であれば、その責任というか政治倫理上の事実認定としてはあまり大きな差は出ないのかなと思います。

実際、会派の方に知事部局の方から問い合わせがあったということはそのように受け取れるような発言であったということは間違いないようですので、そういう点では発言があったという事実はちょっと認定できないんですが、そのように思われるような発言をされたという事実は認定できるかと思います。次回の音声データの確認のところで、このあたりをもう少し詳細に確認した上で、最終的な報告書に書く事実認定については、そういう確認を踏まえた表現に直していきたいというふうに思います。

3点目のですね、大野議員に対して会派離脱処分があった、これはもう事実として間違いないですね。これは事実として認定すると。

では以上の3点を事実として認定したいと思いますが、特に請求代表者である今江委員いかがでしょうか。

今江委員

会派としての部分はもうちょっと精査されるということだと思うんですけど、今回杉本委員から6号とか7号の審査も申されましたですけど、今確認できる中では3号で、ただ3号なんですけれど、もちろん職員の皆さんに暴言を吐いたというのは、これは許されない行為ですが、やはり議会人として、特に先ほど申し上げたように自民党さんは第一会派で、しかも議会の大きな権限を持ってる。政調会長さんはそういう大きなお立場を持ってる。当然議会運営委員長さんも議会運営委員会にかけないと議案として上がらないわけで、そうした大きな権限を背景に御自分の、なぜ当局が全農さんにどういふ意図で要求されたかということとは明らかでないですが、いずれにしても自分の主張を通すためにそういうものを利用したっていうのは、だからこそ自民党の会派さんも責任をとってもらって離脱させたということなんで、ここはもうきちっと3号違反でありますし、合わせて3号違反だとも

にやはり議会人として、やっではならん行動だと思ひますんで、ここはしっかり審査会で認定して、二度とこういふことが我々県議会で起ることがないように、また県民の皆さんの信頼を取り戻せるようにきちっと県議会としての考えをまとめていただきたく、そんな思ひだけ申し上げておきたいと思ひます。

真山委員長　それでは今の御意見も踏まえまして、事実認定ということでは、ただいま確認しました3点について御異議ないということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

ではこれまでの職員、大野議員、有村議員からの聴取内容を踏まえまして、本審査会としても先ほど申し上げました3点について、事実として認定させていただきたいと思ひます。

(4) 第5回審査会について

真山委員長　では次に、次回の審査会についてでございます。先ほど御確認いただいたとおり、第5回審査会においては、ただいま認定されました大野議員の言動等が政治倫理基準の第3号に反し、政治的または道義的な責任があると認められるか否かをまず判断し、責任が認められる場合には、どのような措置が適当か検討させていただきたいと考えております。

ただし、それに先立ちまして、先ほど確認いたしましたように音声データを確認するという作業と、それから黒塗りでない資料が提出可能であれば、それについての確認も行うということでは事実認定の部分をもう少し詳細に詰めた上で、今言いましたような政治倫理基準違反があるかどうかについて検討していただけると思ひます。

また、この措置の内容や審査結果を検討するに当たっては、その参考とするため、事務局において他の団体における措置の状況について、あらかじめ情報収集をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

つきましては、次回審査会の公開、非公開の取扱いについていかがいたしましょうか。前回、駒井副委員長から御提案がありましたように、議題によって一部を非公開とするといった運用も考えられますが、この点いかがいたしましょうか。

先ほど既に私申しましたように、音声データの確認というのは、これはことの性格上、非公開部分はもう必然的に非公開になると思ひますが、それ以外の、例えば措置をどうするかなどの議論の部分などについて、公開、非公開、そのあたりを御意見を伺いたいんですがいかがでしょうか。

杉本委員　その部分だけ最初に非公開でやって、あとは公開でやって

ほしいと思います。非公開にすると審査会の記録がいつまでも非公開になって次の段階になかなか進みにくいので、原則公開でやってほしいと思います。

今江委員 音声の部分は非公開で、その後の部分は公開でいいのでは。

細江委員 資料の黒塗りの部分はどうするのでしょうか。

事務局 委員限りと整理させていただきたいと存じます。

真山委員長 資料については机上で委員の皆さんに御覧いただくので仮に公開されていても傍聴の方には見えない、見せないという前提であれば特に大きな問題はないと思うんですが、音声データは聞こえてしまいますので、従いまして、音声データの確認と黒塗りを外した資料の閲覧、確認というのを最初にやりまして、それを踏まえて非公開に関わる内容の議論をしないといけないと思いますので、そのデータの確認等についての意見交換、そのあたりまでを非公開にして、そこから後は公開でよろしいですか。

西川委員 審議の部分を職員の方の非公開で聴取した内容を抜きにして語れるのかということ、もうそれは不可能だと思うんです。そういう意味では公開にするべきという御意見もわかるんですけども、審理の部分についても非公開が望ましいというふうに思います。

真山委員長 いかがでしょうか。先ほど杉本委員がおっしゃったように非公開にしますと当然その部分の議事録も非公開になっていくわけで、どういう議論が行われたのかが見えなくなるという、そのデメリットっていうのは重々承知しているんですけども、一方で議論のプロセス、完全には表現できないにしても最終的に報告という形で公開の文書が出るということもありますし、それから今、西川委員がおっしゃったように議論の中で非公開で行った部分の情報、内容について意見を交換しないといけないということがありますので、なかなか公開の中で一部情報を隠しながら議論をするというのは実質的な議論ができないということになると思いますので、今西川委員のおっしゃったように、措置内容についての審議検討についても非公開で行うということではいかがでしょうか。

杉本委員 反対します。おそらくあと2回だと思うんです。いたずらに非公開にして審査記録を出さないような審査会にすべきではないと思います。職員の発言の部分については、配慮して発言すればいいわけで、非公開にする必要はないと思います。12月の議会中に報告を出そうと思えば、公開で進めるべきだ

と思います。

古川委員

折衷案ではないですけども、音源を確認して、前回職員からの聴取した内容等も吟味した上で、こういった部分には公開の場で触れないようなことを確認した上であれば、それ以降の分は公開でもいいかなと。やはりそれをまず非公開の場の中で再確認してから進めるという方法でいかがでしょうか。

今江委員

措置は全会一致で決めるという大前提でいくと全会一致に到達したプロセスっていうのはちょっとどうなんかなという、最後の終点を考えるとどうかなというふうに今ちょっとそんなことを思いましたけどね。またおそらく措置についてもいろんな意見が出る、ただ杉本委員がおっしゃるように今後のことも考えてということも当然わかるんですけど、その辺なかなかどうなんでしょうね。

細江委員

折衷案でいいのかな。前回は申し上げましたが、職員の誰がというのは分かってこれは気の毒やなという気がするんですが、あえて名前を出さなくても、こういう人もあった、ああいう人もあったというようなことで話ができるのではないかなと思うんですがね。あえて黒塗りで出さなくても、この名前を呼名しなければいいのではないかなと思うんですが、どうなんでしょうね。

真山委員長

今回聴取してるのがお二人だけですので、多数から聴取してますと誰が言ったことがわからなくなるんですが、名前を出さなくてもおおよそ見当がついてしまうということがありますので、職員の聴取の部分が最終的な判断にさほど関係がないのでほぼ登場しないということであればあまり問題ないかもしれないんですが、やはり大野議員の発言を職員の皆さんがどう受け止められたかとか、そういうことの認定については職員の発言というのはかなり重要になってきますので。

細江委員

そこはそれに備えて突出して先にやるというか、公開するための手続きなんですけど、そこまでだけ入れて次に続きで斟酌するというのはどうなんでしょうかね。折衷案はそのようなことですね。

真山委員長

一般的に裁判でも裁判それ自体は公開ですが、裁判長が判決文書くところは公開ではやりませんのでね。それはここをどういう報告にするのか、措置にするのかという審議っていうのは絶対公開にしないといけないという論理はないと思うんですけどね。

西川委員

この審査会自体がその手続きをプロセス、判断の内容の公開というのは基本的に報告書の提出ということを予定していますので、そこのところできちんと説得ができるような理由を皆さんで考えて、その上で報告書に載せるという手順が一番大事だと思うんですね。そういう意味では、報道の方も入った公開の場面で委員の皆さんが所属される、特に議員の先生方は所属される会派とかそういったものを抜けての個人としての意見とかそういったものをきちんと発信できる場っていうのは設ける必要があると思っています。外に出したいのであれば報告書の中できちんと書くべきだというふうに思っていますので、審議についても全て非公開にすべきだろうというふうに思います。

杉本委員

第2回を非公開がしたために自由にものが言えない部分もあるんですよ。あと2回ぐらいで報告書まで至ろうという段階で、今この最後から2番目を非公開にしてね、次またやりにくくなりますよ。だから古川先生おっしゃったように配慮をして基本的に公開でやると。その次に結論出すというスケジュールでいきましょうよ。いたずらに非公開にする必要ないですよ。

真山委員長

他の委員の皆さん何か御意見ございますでしょうか。

では、ここは折衷案を取らせていただきまして、まず冒頭部分で音声データや一部非公開になっている資料の検討、この部分は非公開ということで進めまして、その延長でその後の措置内容についての検討の進め方を委員の皆さんと協議いたしまして、公開の場で議論できないものが何であって、それについてはその非公開の間で一応の決着をつけてしまった上で、後半部分は公開すると。だからどのタイミングで公開になるかっていうのがちょっと明確に今線引きができないんですけれども、原則公開ということがございますので、後半出来る限り公開の部分を多めに取るような形で前半の非公開のところ公開になじまない情報についての検討をするという、そんなうまい具合にできるかどうかわからないんですけども、そういう方向で進めたいと思います。

従って、議論の進展次第では公開部分が広がったり狭まったりする可能性はあるということで御了解いただければと思いますので、ちょっと不確定要素がございますが、そのような進め方をしたいと思います。

- (5) 第5回審査会の日程について
別途調整することとされた。

以上